

北本市立小・中学校体育施設開放運営委員会規約

(目的)

第 1 条 この規約は、北本市立小・中学校体育施設に関する規則（昭和56年教委規則第5号以下〔規則〕という）第6条の規定に基づき設置する各施設における運営委員会（以下〔委員会〕という。）の組織・運営に関する事項について定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、学校及び利用団体の代表者で組織する。

(会議)

第 3 条 会議は、必要の都度随時開催し、学校体育施設開放が適正に行われるよう協議する。

付 則

1 この規則は、平成9年5月27日より施行する。

付 則

1 この規則は、平成14年4月25日より施行する。